

デイサービス みらい 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社美来が開設するデイサービス みらい（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスを提供すること目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 デイサービス みらい
- ② 所在地 知多市新舞子字明知山11-3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- ① 管理者 1人以上
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者
 - 生活相談員 1以上（常勤換算）
 - 看護職員 1人以上
 - 介護職員 4以上（常勤換算）
 - 機能訓練指導員 1人以上

従業者は、指定通所介護及び介護予防通所介護相当サービスの提供に当る

- ③ 調理員 2人以上

食事の調理を行う。

- ④ 送迎員 必要に応じた人数

送迎を担当する。

- ⑤ 清掃員 必要に応じた人数

清掃を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時10分から午後4時20分までとする。

(通所介護・介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスの利用定員は次のとおりとする。

- ① 1単位 27名

(通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告知上の額とし、当該指定通所介護・介護予防通所介

護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴（一般浴）
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり100円を徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った指定通所介護の費用は、30分につき500円を徴収する。

4 食費は、750円を徴収する。

5 おむつ代は、実費を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 指定通所介護・介護予防通所介護相当サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、知多市、常滑市の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第10条 生活相談員は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の利用者の迷惑にならないようにする。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待の防止）

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）

第13条 事業所は、質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内

- ② 継続研修 年6回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後ににおいてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社美来と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。